

三条市監査委員告示第 6 号

平成 25 年 5 月 7 日付けで受理した三条市職員措置請求書について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査の結果を次のとおり公表します。

平成 25 年 7 月 2 日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 梶 勉

記

## 住民監査請求に係る監査の結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

伊藤 得三 太田 護

#### 2 請求の要旨

三条市職員措置請求書及び事実証明書に記載された事項並びに陳述によれば、請求の要旨は次のとおりである。

##### (1) 措置請求事項

三条市長（以下「市長」という。）に対し、震災がれきの広域処理に関するセシウム吸着ネットの経費、実施設計委託料、工事監理委託料、工事請負費を含めた18,565,000円の公金の支出について、一般財源からの支払を中止するような措置を講ずるよう勧告することを求める。

##### (2) 請求の理由

震災がれきの広域処理は、国の政策であり、処理に関わる費用は、国が負担すべき事項である。国は放射線量が8,000ベクレル以下は一般廃棄物として扱い、セシウム吸着ネット、セシウム吸着モールの費用を負担しないとしていた。

新聞報道によると、市の予算には、セシウム吸着ネットの経費、実施設計委託料、工事監理委託料、工事請負費を含め18,565,000円が計上されている。

平成25年2月4日に岩手県と市が取り交わした「災害廃棄物処理業務委託契約書」には、セシウム吸着ネットの経費、実施設計委託料、工事監理委託料、工事請負費の項目がなく、ごみ処理費用等13,937,737円しか計上されておらず、岩手県を通し国から経費が全額補てんされた形跡がなく、セシウム吸着ネットの経費、実施設計委託料、工事監理委託料、工事請負費を含めた18,565,000円は市の一般財源から支出されている。

市長は、平成25年三条市議会第1回定例会で、セシウム吸着ネットに関わる費用は全額国から補てんされるかといった趣旨の質問に対し、最終的には国の方で負担いただく方向で調整が整ったこと、災害廃棄物処理業務委託契約の中で、これらの経費を見込んだ上で契約したことを答弁しているが、環境省への問い合わせでは、そのような行為が実際に行われ、費用が全額補てんされたという事実は確認されず、国が全額補てんするような市長の発言は根拠がない。これら、放射性物質を吸着するという実績が確認されておらず効果のないセシウム吸着ネット、セシウム吸着モールを市の一般財源から支出するのは、違法であり、自治法第2条第14項に違反する行為である。

### 3 請求の受理

本件請求は、自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項の要件を具備しているものと認められたので、平成 25 年 5 月 7 日付けで受理した。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査の対象

#### (1) 措置請求の額について

第 1 の 2 (1)「措置請求事項」に記載する 18,565,000 円は、平成 24 年度三条市一般会計補正予算として、平成 24 年三条市議会第 3 回定例会（以下「平成 24 年第 3 回定例会」という。）において議決された、一般廃棄物最終処分場増設工事設計業務委託料（以下「設計業務委託料」という。）1,365,000 円、一般廃棄物最終処分場増設工事施工監理業務委託料（以下「施工監理業務委託料」という。）1,550,000 円及び一般廃棄物最終処分場増設工事費（以下「増設工事費」という。）15,650,000 円の合計額である。

#### (2) 監査の対象とする支出について

平成 24 年第 3 回定例会において議決された設計業務委託料、施工監理業務委託料及び増設工事費の予算は、平成 24 年度三条市一般会計予算の当初予算において、震災がれきの広域処理とは関係なく一般廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）の埋立容量を増加するために計上していた予算と合わせて、次のとおり支出されていることから、これらの支出を監査の対象とする。

なお、第 1 の 2 (1)「措置請求事項」に記載するセシウム吸着ネットの経費は、増設工事費に含まれている。

また、第 1 の 2 (2)「請求の理由」の記載からセシウム吸着モールの経費の支出についても監査を求めていると思われることから、次のとおりセシウム吸着モール購入費も監査の対象とする。

支出の名称	支出額	支出日
設計業務委託料	3,937,500 円	平成 24 年 12 月 26 日
施工監理業務委託料	700,350 円	平成 25 年 5 月 15 日
増設工事費 (増設工事費のうちセシウム吸着ネット設置費)	45,029,250 円 (6,103,601 円)	前金払 平成 24 年 11 月 7 日 21,200,000 円 精算払 平成 25 年 4 月 24 日 23,829,250 円
セシウム吸着モール購入費	155,400 円	平成 25 年 4 月 24 日

## 2 監査の対象部局

市民部環境課

## 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 25 年 5 月 14 日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人から請求の趣旨の補足があった。なお、新たな証拠の提出はなかった。

## 4 監査の対象部局からの事情聴取等

監査の対象部局から関係書類の提出を求めるとともに、本件事情聴取を行った。

## 第 3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

震災がれきの広域処理に関し、監査の対象部局の事情聴取及び関係書類の調査の結果、次の事項を確認した。

#### (1) 震災がれきの処理について

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の 2 第 1 項において「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」と定めていることから、一般廃棄物の処理は市町村が処理すべき事務である。

イ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）第 17 条の規定により、セシウム 134 及び 137 についての放射能濃度の合計が 1 キログラム当たり 8,000 ベクレル以下の廃棄物は、一般廃棄物とされる。

市が岩手県大槌町から受け入れた震災がれきは、1 キログラム当たり 100 ベクレル以下の基準を満たすものであることから、市町村が処理すべき一般廃棄物である。

ウ 岩手県大槌町は、震災がれきの処理を自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により岩手県に委託し、岩手県は同規定により市に委託している。

なお、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合、受託者が処理を再委託することは禁止されているが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）附則第 4 条の規定により読み替えられた同令第 4 条の規定により、東日本大震災による被害を受けた市町村が当該震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を委託する場合には、受託者が処理を再委託すること

ができるとしている。

エ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「特別財政援助法」という。）第 139 条の規定により、国は、同法第 2 条の 2 に規定する特定被災地方公共団体である市町村に対し、東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理に係る費用について補助することとされている。

## （2）震災がれきの広域処理に係る委託料について

市は、岩手県大槌町の震災がれきの受入れに伴い、岩手県と平成 25 年 2 月 4 日に締結した災害廃棄物処理業務委託契約及び同年 3 月 25 日に締結した同委託契約の変更契約（以下「委託契約」という。）に基づき、同年 5 月 27 日に災害廃棄物処理業務委託料（以下「委託料」という。）13,759,685 円を平成 24 年度三条市一般会計において受託事業収入として収入している。

なお、委託料 13,759,685 円の内訳には、セシウム吸着ネット設置費 6,103,601 円の全額が含まれていること、また、設計業務委託料、施工監理業務委託料、増設工事費（セシウム吸着ネット設置費を除く。）及びセシウム吸着モール購入費（次号において「設計業務委託料等」という。）が含まれていないことを、委託契約の関連書類により確認した。

## （3）委託料の内訳に設計業務委託料等が含まれていないことについて

委託料の内訳に設計業務委託料等が含まれていないことに対し、監査の対象部局は、次のように説明したことから、関係資料でその内容に不合理な点がないことを確認した。

ア 設計業務委託料、施工監理業務委託料及び増設工事費（セシウム吸着ネット設置費を除く。）は、工事の主たる目的が最終処分場の埋立容量を増加させるための経費であること、また、市の一般廃棄物の焼却量に対し受け入れた震災がれきの割合が 1 日当たり 4.25 パーセント、かつ、受入れの期間が 1 か月間という短期間であったことから、委託料の対象としなかったものである。

イ セシウム吸着モール購入費は、市の一般廃棄物からも同等程度の放射性物質が検出されていることへの対応として購入したものであり、震災がれきの受入れとは関係なく市独自の対策であり、委託料に含める性質ではないものである。

## （4）セシウム吸着ネット及びセシウム吸着モールの効果及び実績について

平成 24 年三条市議会第 3 回定例会において、市は、セシウム吸着ネット及びセシウム吸着モールはゼオライトと比べ 400 倍の放射性セシウムを吸着する繊維を編み込んだものであり、その効果及び実績を確認していることを説明している。なお、その説明の根拠とした資料によると、セシウム吸着ネット及びセシウム吸

着モールは千葉大学工学部と株式会社環境浄化研究所の共同開発によるセシウム吸着繊維が使用されたものであり、開発過程においてもその効果と安全性が検証されているとともに、実際に福島県内の河川の河口や小学校のプールにおいて使用されている実績を確認することができた。

## 2 判断

以上の事実関係の確認に基づき、本件請求に対して次のとおり判断した。

- (1) 震災がれきの広域処理は、国の政策であり、処理に関わる費用は、国が負担すべき事項であると請求人は主張している。

今回、国は、特別財政援助法の規定により岩手県大槌町に対して震災がれきの処理に係る経費を補助することとなるが、これは、震災がれきの処理を行った市町村への財政援助のために行うものであり、国がその政策として震災がれきを処理し、費用を負担するというものではない。岩手県大槌町は岩手県を通して市に委託することにより震災がれきの処理を行ったことから、その処理に係る費用は、同県を通して市に支払われるものである。

第3の1(1)「震災がれきの処理について」で記載したとおり、震災がれきは市町村が処理すべき一般廃棄物であり、その処理に係る費用は市町村が負担すべきものであることから、国が負担すべき事項であるとする請求人の主張は理由がない。

- (2) 平成25年三条市議会第1回定例会において、市長がセシウム吸着ネットに関わる費用は、最終的には国の方で負担いただく方向で調整が整ったと答弁をしたことに対し、その費用が全額補てんされたという事実は確認されず、国が全額補てんするような市長の発言は根拠がないと請求人は主張している。

第3の1(2)「震災がれきの広域処理に係る委託料について」で記載したとおり、セシウム吸着ネット設置費の全額が委託料に含まれていることが確認できたことから、セシウム吸着ネット設置費を国が全額補てんするような市長の発言は根拠がないとする請求人の主張は理由がない。

- (3) 放射性物質を吸着するという実績が確認されておらず効果のないセシウム吸着ネット及びセシウム吸着モールを市の一般財源から支出するのは、違法であり、自治法第2条第14項に違反する行為であると請求人は主張している。

一般財源とは、地方公共団体の歳入の用途による分類に基づくものであり、その用途が指定されていないものをいう。

第3の1(2)「震災がれきの広域処理に係る委託料について」で記載したとおり、セシウム吸着ネット設置費は、その支出に充てるための委託料が歳入されており、当該歳入は用途が指定されたものと考えられるため、一般財源からの支出

とはいえないことから、セシウム吸着ネット設置費を市の一般財源から支出したとする請求人の主張は認められない。なお、セシウム吸着モール購入費は一般財源からの支出と認められるが、第3の1(4)「セシウム吸着ネット及びセシウム吸着モールの効果及び実績について」で記載したとおり、その効果及び実績が認められることから、セシウム吸着ネットについて実績が確認されておらず効果がないとする請求人の主張は理由がない。

- (4) 震災がれきの広域処理に関する設計業務委託料、施工監理業務委託料、増設工事費（セシウム吸着ネット設置費を除く。）及びセシウム吸着モール購入費について、岩手県から委託料として収入することなく、市の一般財源で支出したことは、第3の1(3)「委託料の内訳に設計業務委託料等が含まれていないことについて」に記載する監査の対象部局による説明から、その必要性和合理性が認められるものであり、違法又は不当な公金の支出とはいえません。

以上のことから、本件監査の対象に係る請求人の主張については、請求に理由がないものと判断する。